

大阪電気通信大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪電気通信大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪電気通信大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「基本理念」として簡潔に表現されており、教育目的は学則に定められている。大学の個性・特色としては、実学重視が明示されるとともに、使命・目的及び教育目的は学校教育法を遵守して適切に定められている。また、使命・目的は、社会の変化やニーズに対応して設定されている。

教職員協働により作成された大学の使命・目的は、大学案内、学生手帳、大学ホームページなどで周知され、役員、教職員、学生に理解されている。

使命・目的及び教育目的は、「長中期目標」と整合性が図られ、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されている。また、それらを達成するための教育研究組織は適切な構成となっており、その運営も適切に行われている。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び大学院の入学者受入れの方針は、明確化され周知されており、その方針に沿って各種の入学者選抜が行われている。一部に定員充足率が著しく低い学科があるものの、大学全体においては、適切な在籍学生数を確保している。

教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確に定められており、その方針に沿った教育課程は体系的に編成され、教授方法も工夫されている。教員と職員の協働体制による学修支援、TA(Teaching Assistant)などの活用による授業支援も充実している。また、単位認定、進級及び卒業・修了認定などの基準は、大学学則、大学院学則などで明確化され、厳正に運用されている。

教育課程内外を通じた社会的・職業的自立を支援する体制は、適切に整備されている。「授業アンケート」「卒業生満足度調査」など教育目的の達成状況調査及び教育改善に向けたフィードバックが適切に行われ、学生生活を支援するための制度や環境も整備されている。

大学の教育目的を達成するために、教員は適切に配置されており、教員の資質・能力向上のための制度も整備され実施されている。また、一部のキャンパスにおける建物の耐震については早急な対応が必要であるが、大学全体の教育研究環境は概ね整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は寄附行為及び関連規則を整備し、関連法令を遵守しながら運営されており、経営の規律と誠実性は保たれている。大学の使命・目的の実現に向けた努力は継続的に行われ、

学校教育法などの法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮もされている。また、教育情報、財務情報も適切に公表されている。

理事会は、大学の使命・目的の達成に向けて、業務委任や常任理事会を運用し、的確に意思決定できる体制をとっており、機能的に運営されている。また、大学の意思決定の組織は適切に機能しており、学長のリーダーシップを発揮できる体制も整備されている。

法人と大学の管理運営は、責任分担が明確にされている中で意思疎通は十分に図られ、業務執行体制が適切に機能している。財務運営や会計処理・監査は、適切に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

実学教育を支える教育の質保証に向けて、学長を委員長とし、大学教職員、法人職員からなる IRE(Institutional Research and Evaluation)委員会を設置し、IRE 委員会が中心となって必要な情報や各種データを収集・分析し、毎年自己点検・評価活動を実施している。エビデンスに基づいて自己点検・評価した結果をホームページ上に公表するとともに、それを活用した教育活動及び大学運営の改善・向上を図る PDCA サイクルの仕組みが確立されており、適切に機能している。

総じて、大学の掲げる使命・目的を達成するために、教育・学修制度及びその組織は適切に構成され運営されている。また、規律ある経営と適切な教学運営が機能しており、円滑な意思決定ができる体制がとられている。更に、教育の質保証に向けて、自己点検・評価を行って改善・向上につなげる努力をしている。

なお、自己点検評価書においては、評価機構が定める四つの「基準」以外に、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域があれば、独自の基準などを設定して自己点検・評価を行うことが求められるが、大学の自己点検評価書に独自の基準設定はなかった。

大学は、使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関して、評価機構が定める四つの「基準」に関する内容において十分に記述されているとの認識を示している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

開学時の建学の精神「科学・産業界に有為な人材の輩出」に基づいて、「基本理念」「目指す人間像」「教職員の行動指針」を制定し、それに大学の使命・目的が具体的に盛り込まれている。「基本理念」において、「学生・教職員すべてが共に切磋琢磨して共に学ぶ場」「実践型教育を重視」「不断に学びを続ける姿勢」の3項目を掲げ、それを大学の使命・目的としている。また、大学及び大学院の教育目的も大学学則、大学院学則に明確に定められている。

大学の使命・目的及び教育目的は、簡潔な表現で明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、「実学」を重視した実践教育が明示されており、それらは使命・目的及び教育目的と相互に関連している。「手が動かせるチカラ」「絵が描けるチカラ」「コミュニケーションができるチカラ」を培う教育を「実学」と定義し、その実質化のために多くの教育支援を実施している。また、使命・目的及び教育目的は、学校教育法を遵守して適切に定められている。

時代の変化に応じて、新たに「基本理念」を制定するとともに、社会の変化やニーズに対応できる「目指す人間像」を掲げている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に位置付けられた「基本理念」は、教職員協働により原案が作成され、教授会、部課長会、理事会で承認されている。これらは、大学案内、学生手帳、ホームページに明示され、更に、教育目的も学則に記載されていることから、役員、教職員の理解と支持が得られている。

中長期的な計画は「戦略会議」で議論され、学長が中心となって、教学における「長中

期目標」という形でまとめている。また、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーについても明確に定められている。使命・目的及び教育目的は、「長中期目標」と整合性が図られ、三つのポリシーにも反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、学部・学科、研究科・専攻及び附属施設などの教育研究組織が適切な構成となっており、その運営も適切に行われている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体及び各学部・学科のアドミッションポリシーが明確に定められ、入試ガイドやホームページで明示されている。大学院も同様である。

大学全体のアドミッションポリシーは「3つの受け入れ方針」にまとめられており、それらに則した各種入試を準備している。学力試験を課す入試では科目設定や配点などの工夫を、AO 入試や指定校推薦入試では、面接時にアドミッションポリシーを踏まえた質問や基礎的な学力を問うという工夫を行っている。大学院においても「3つの受け入れ方針」に基づいた入試制度が設けられている。

一部に収容定員充足率が著しく低い学科があるが、大学全体では十分な学生数を確保している。

【改善を要する点】

○金融経済学部アセット・マネジメント学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることから、改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部・学科でカリキュラムポリシーが策定され、それに基づき学生個々の学修が着実に進むよう科目が設定されている。大学院でも同様である。

カリキュラムポリシーとディプロマポリシーに基づいて編成された教育プログラムは学科主任による確認と「キャンパス教務委員会」における調整を図った上で確定されている。

教授方法の工夫や開発に関しては、学科会議での意見交換のほかに、「教育開発推進センター」によるFD(Faculty Development)活動の研修、授業改善の表彰制度の検討などが挙げられる。また、教育改善に関する学内競争的資金として「教育推進費」を設け、各学科での特色ある教育の新しい試みに対する支援を行っている。

【参考意見】

○1 年間に履修登録できる単位数の上限が高く設定されている学科があるので、上限単位数の設定に配慮することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員の協働による学修支援は、数理科学研究センター、「自由工房」、図書館、メディアコミュニケーションセンター、「資格学習支援センター」、英語教育センターなどで行われており、それ以外にもラーニング・コモンズという学修支援体制がある。オフィスアワーは全学的に実施されている。

演習科目や実験科目では TA や SA(Student Assistant)が配置されている。ほかにも、熟練技術者やメーカーのエンジニア、理学療法士を起用して実験や実習を支援している。

離学者や休学者、留年者低減のため、学科やグループ担任の指導体制の充実、教育懇談会における保護者との面談や電話などによる連絡などの取組みを行っている。

学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、学生の意見をキャッチするアンテナ機能を持った「ゲット・カフェ」がある。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定は学則に、成績の評価基準は修学要項に明記され、教授会などで厳正に審査されている。成績評価の妥当性については、学生からの成績に対する異議申立てを認めている。また、学生の総合的な修学状況を定量的に把握するために、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。

GPA は、学生への修学指導や教育改善、大学院への進学指導、転部、転科の際の資料、入試における成績優秀者奨学生の資格継続の条件などに利用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

入学時点で目指すべき資格や進路が明確な学部と、進路の多様性を抱える学部があることにより、キャリア教育においても各学部・学科の実情に合わせたカリキュラムが整備されている。

就職指導担当者は学科ごと、専攻ごとに配置され、学生一人ひとりに応じた適切な支援ができるようになってきている。就職ガイダンスや就職支援講座が整備されており、「ゲット・カフェ」にも就職部の窓口がある。

更に、「資格学習支援センター」が設けられていて、公務員試験、TOEIC、基本情報処理など種々の有料課外講座とともに、各学科教員による国家資格取得のための講座が無料で開設され、高い合格実績を挙げているものもある。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各学科の特性に応じた「学修効果の測定方法」が開発、実施されている。また、全開講科目を対象とした「授業アンケート」、大学院修了生を含む卒業生に対する「卒業生満足度調査」など教育目的の達成状況を点検・評価できる体制が整い、実施されている。

教育内容・方法及び学修指導などの改善を目的として、「授業アンケート」結果を受けての「授業改善プラン」を教員から学生に対してフィードバックすることにより、教育内容の充実を図る仕組みが整っている。また、「卒業生満足度調査」の結果を受け、各学科・専攻、事務担当部門で検討された改善案が「教育開発推進センター」により報告書としてま

とめられ、情報の共有が図られている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「ゲット・カフェ」、ラーニング・コモンズ、グループ担任制などの就学支援、学修支援体制は整備され、食堂、学生ラウンジ、売店などの厚生施設は十分な数が用意されている。更に、健康管理のための医務室、就学上の問題やメンタルケアに対応する学生相談室は、人員配置も学生数に見合った十分なものである。また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金以外にも、独自の制度を含め、種々の奨学金制度が存在するなど、学生生活の安定のための支援制度が有効に機能している。

「学長交渉」「学長ダイレクト」など学生の意見・要望をくみ上げる仕組みが存在している。また、「後援会総会」や「教育懇談会」を通じて保護者の意見・要望をくみ上げる仕組みも存在しており、学生生活全般に関する意見・要望の把握と分析・検討結果が活用されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は設置基準上の必要教員数を上回っている。また、専任教員の年齢構成は概ねバランスがとれており、教育目的及び教育課程に即した教員が適切に確保されている。

教員の採用・昇任は、「教員選考基準」「各学部教員人事規則」に基づいて行われている。教員の長期海外派遣や定期的な学内 FD 研修会を実施するほか、教員自身による「自己点検・評価」が実施されるなど、教員の資質・能力向上のための制度が整備されている。また、学術研究成果は 2 種類の機関誌により公開されている。

人間科学研究、英語教育、数理科学研究の各センターを中心として教養教育の科目系列ごとの運営会議が組織されるなど、教養教育実施のための体制は整っている。

【参考意見】

○総合情報学部では、教員の年齢構成に偏りがあり是正が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準を上回る校地、校舎を有し、その施設設備は教育研究に有効に活用されている。図書館は各キャンパスに整備され、理工系図書を中心に約 18 万冊の蔵書を有する。授業終了後や休日の開館時間についても適切に管理されている。キャンパス間での書籍の学内便配送などのサービスも運用されている。

授業を行う学生数については、教務委員会での審議に基づき、適切にクラス統合や分割の処理がされている。

【改善を要する点】

○寝屋川キャンパスの旧耐震基準で建築された建物について、早急な耐震診断計画の策定と受診が必要であり、改善を要する。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の発展と大学の成長に伴い、建学の精神を起原的理念とする「基本理念」「目指す人

間像」「教職員の行動指針」を明確に定めるとともに、大学のホームページなどに公表することで、大学の使命及び目的の実現に向けてのたゆまぬ努力の継続を宣言している。

学校教育法、私立学校法などの大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、寄附行為を基本に必要な関係規則などが整備され管理運営の適切性を確保している。

環境保全、人権及び安全への配慮については、規則などに基づきそれぞれ委員会が組織され、危機管理マニュアルの発行をはじめ実効的な措置がとられている。

学校教育法施行規則や私立学校法に基づく教育情報や経営情報の公開は、大学のホームページにより適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人大阪電気通信大学寄附行為」及び「学校法人大阪電気通信大学寄附行為施行細則」に基づき、8月を除く毎月開催されている。理事会業務のうち、寄附行為に定める重要事項以外の理事会業務については、「学校法人大阪電気通信大学理事会業務委任規則」により理事長に委任され、法人業務の円滑かつ迅速な運営が図られている。理事長は、理事会から委任された事項について、諮問機関である常任理事会での審議を通じて業務執行に当たっており、的確な意思決定ができる体制が整備されている。また、常任理事会は、理事会の事前審議機関としても機能しており、理事会の円滑な意思決定に貢献している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学部及び研究科の運営に関する重要事項は、学則に規定される学部教授会、研究科委員会において意思決定が行われており、学部長及び研究科長を責任者とする運営体制が適切に機能している。

学長は、各学部長、研究科長を主体に構成する運営協議会を主宰することで、学部、研究科間の意見調整を図るとともに、全学的な運営方針を決定している。運営協議会の審議にあっては、教育に関しては教務委員会が、研究に関しては大学研究委員会が、事前に学部や附属施設などからの意見を集約し、調整を図っている。学長は両委員会の委員長も務

めていることから、リーダーシップを発揮できる体制は十分整備されている。また、学長は平成 24(2012)年度から IRE 委員会を主宰し、教育研究活動に関する情報収集、分析及び点検評価に取り組んでおり、その成果に期待したい。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は、寄附行為に定める役職理事である法人事務局長に法人運営の、学長に大学運営の職務権限を委譲し、日常業務の執行責任を明確にしている。役職理事にはほかにも、高等学校長、大学事務局長及び二人の学部長が選任されており、経営部門と教学部門の意思疎通は十分に図られている。

理事長は、必要に応じて教授会、運営協議会、主任会に出席し、法人の将来構想や経営状況などについて理解を求め、教学部門との情報の共有化に積極的に努めている。また、理事会と常任理事会には、法人と大学の幹部職員が多数陪席し、迅速な業務執行を可能としている。

業務の執行及び改善については、理事長及び学長がそれぞれにリーダーシップを発揮できる環境下であり、自己申告制度や個人目標申告制度により、職員からのボトムアップ型の提案をくみ上げる仕組みも整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の業務執行体制については、「学校法人大阪電気通信大学事務組織規則」「学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則」の定めにより、事務組織の編制、職務内容及び職務権限を明らかにすることで、規律ある事務組織が構築され効率的に機能している。

業務執行の高品質化を図るため、職員に対する個人目標申告制度を導入し、所属部署の

業務目標に沿った個人目標の達成度を総合的に評価する仕組みを整備したことで、業務遂行に必要な主体性と積極性の付与に努めている。

職員の資質・能力向上の取組みについては、「本学の求める職員像」実現のための自己点検・評価、外部講師による集合研修、職員勉強会、新規採用者に対する入職前研修やビジネスマナー講座などの多様な SD(Staff Development)が実施されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、教育研究を中心とする「長中期目標」を中長期的な計画と位置付け、事業計画及び予算編成方針である「予算編成大綱」に基づき、教育研究の維持向上を図るとともに節約を基本とした収支均衡予算を編成し、財務運営を行っている。

帰属収入の大部分を学生生徒等納付金が占めるが、離学者減少対策により学生生徒等納付金比率は安定して推移し、帰属収支差額は継続的に黒字を維持している。人件費比率をはじめ、教育研究経費比率、管理経費比率などのバランスは適切である。将来の教育研究環境整備に要する引当資産などの資金積立が計画的に行われており、自己資金の確保に努めている。科学研究費助成事業、寄附金、受託研究料などの外部資金の獲得や、施設貸出による施設設備利用料収入の拡大を図るなど、学生生徒等納付金以外の収入増加を図る努力も積極的に実施しており、安定した財務基盤が確立されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、「学校法人大阪電気通信大学経理規則」などの諸規則が整えられており、各規則を遵守した会計処理が行われている。会計処理は、各キャンパスの会計課で処理した会計伝票を、法人事務局財務部経理課が、学校法人会計基準に基づき部門及び勘定科目などの精査を行い、計算書類に反映している。私立学校法及び寄附行為の定めに基づいた手続きにより、予算と決算に著しいかい離が生じないように補正予算を編成している。

会計監査は、監査法人と監事の監査が定期的に行われている。監事は、監査法人とのミ

ーティングを実施するほかに、年2回の財務会議に出席するとともに、毎月1回、月次決算の計算書類や資産運用状況についても監査している。また、理事会、評議員会ともに常時出席し、学校法人の業務を監査している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

大学は「世の役に立つ学問」を「実学」と定義付け、「実学」を重視した教育を実践している。「IRE委員会規則」に基づき、学長を委員長とし、法人事務局も構成員となるIRE委員会を設置し、「実学」を支える教育活動や機関全体の財務などの自己点検・評価を実施している。IRE委員会には、教育研究活動などの現状に関する情報収集・分析を行うIR作業部会と、自己点検・評価の準備作業を行うIE作業部会があり、IRE委員会が自己点検・評価の中心的な役割を担い、「教育開発推進センター」がPDCAサイクルの促進を担当している。

毎年継続的に、全教員に「教員の自己点検・評価」と「授業改善に対する取組」のアンケートを実施し、教育活動の改善向上を図るとともに、統計処理した評価結果を理事会や教授会に報告している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

IRE委員会では、自己点検・評価に必要な各種データを幅広く情報収集し、分析を行っている。特に、教育活動においては、全科目での「授業アンケート」、全教員に対する「教

育改善に対する取組」及び全卒業生に対する「卒業生満足度調査」などの調査を多面的に実施し、収集した基礎データを分析するとともに、その結果を各学科や各部課室に還元し、毎年実施する学科ごとの自己点検・評価などの教育活動の改善・向上につなげている。

教員の自己点検・評価のエビデンスは「教員情報データベース」に保存されており、学科の自己点検・評価結果である「学科教育点検・評価書」とエビデンスは、ホームページ上で公表されている。また、機関全体のものとして平成 18(2006)年度の認証評価時の自己評価報告書と評価結果がホームページ上に公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、毎年度実施する各種アンケート調査をもとに収集・分析した結果に基づき「実学」教育を支える教育の質の保証に向けた取組みを数多く実施しており、自己点検・評価の結果を活用した教育活動及び大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みと機能が確立している。

また、学長自らが IRE 委員会と教務委員会の双方の委員長として組織を牽引するとともに、大学改革プロジェクト「OECU-V 作戦（エーキューV 作戦）」を併せて展開することにより、教育研究活動を中心とする自己点検・評価に相乗効果をもたらす仕組みを構築している。

